

————— JCR グリーンボンド評価 by Japan Credit Rating Agency, Ltd. —————

株式会社日本格付研究所（JCR）は、以下のとおりグリーンボンド予備評価の結果を公表します。

京葉瓦斯株式会社 第2回無担保社債に 予備評価 Green 1 を付与

発行体	京葉瓦斯株式会社
評価対象	京葉瓦斯株式会社 第2回無担保社債（適格機関投資家限定）
分類	私募債
発行額	10億円
利率	未定
発行日	未定
償還日	未定
償還方法	未定
資金使途	木質バイオマス発電設備および太陽光発電設備の取得資金のリファイナンス

<グリーンボンド予備評価結果>

総合評価	Green 1
グリーン性評価（資金使途）	g1
管理・運営・透明性評価	m1

第1章: 評価の概要

京葉瓦斯株式会社は、1927年に葛飾瓦斯株式会社として設立されたガス会社である。本業をエネルギー供給事業とし、ガス事業においては千葉県市川市、松戸市、鎌ヶ谷市、浦安市、船橋市、柏市をはじめとする千葉県内の地域を主要な供給先としている。

京葉瓦斯は「私たちはお客さまの視点に立った企業活動を通じ、より快適な生活と豊かな社会の実現に貢献いたします。」という経営理念を掲げ、業務を通じ顧客と地域社会への貢献を目指している。経営理念の副題には、「変革と創造により、お客さまから選ばれる企業を目指します。」「環境に配慮し、地域社会に共感を得られる企業活動に努めます。」等とあり、時代に即して必要に応じて変化を伴い、環境に配慮した企業活動を行っていくことを表明している。

今般評価対象となる債券は、京葉瓦斯が発行する第2回無担保社債（本社債）である。本社債の資金使途の対象となるプロジェクトは、京葉瓦斯が匿名組合出資投資家として投資しているバイオマス発電設備1件と太陽光発電設備4件であり、年間CO₂削減量は18,000t-CO₂以上が見込まれる。本発電設備の開発・建設に際してのリスクは京葉瓦斯によって精査された上で取得されているため、高い環境改善効果が期待できる。また JCR は、京葉瓦斯について経営理念および現状の環境への認識のもと、環境問題への解決に積極的に取り組んでいること、本社債の資金使途となるグリーンプロジェクトに対する管理運営体制が確立されておりかつ透明性が高いことを評価している。

この結果、本社債について、JCR グリーンファイナンス評価手法に基づき、「グリーン性評価（資金使途）」の予備評価を“g1”、「管理・運営・透明性評価」の予備評価を“m1”とした。これより「JCR グリーンボンド予備評価」を“Green 1”とした。

本社債は、「グリーンボンド原則¹」および「グリーンボンドガイドライン²」において求められる項目について基準を満たしていると考えられる。

¹ ICMA (International Capital Market Association) グリーンボンド原則 2021 年版
<https://www.icmagroup.org/green-social-and-sustainability-bonds/green-bond-principles-gbp/>

² 環境省 グリーンボンドガイドライン 2020 年版
<https://www.env.go.jp/press/files/jp/113511.pdf>

第2章:各評価項目における対象事業の現状とJCRの評価

評価フェーズ1:グリーン性評価

JCRは評価対象について、以下に詳述する現状およびそれに対するJCRの評価を踏まえ、本社債の資金使途の100%がグリーンプロジェクトであると評価し、評価フェーズ1:グリーン性評価は、最上位である『g1』とした。

(1) 評価の視点

本項では、最初に、調達資金が明確な環境改善効果をもたらすグリーンプロジェクトに充当されているかを確認する。次に、資金使途において環境へのネガティブな影響が想定される場合に、その影響について社内の専門部署または外部の第三者機関によって十分に検討され、必要な回避策・緩和策が取られているかについて確認する。最後に、持続可能な開発目標(SDGs)との整合性を確認する。

(2) 評価対象の現状とJCRの評価

a.プロジェクトの環境改善効果について

i. 資金使途の対象は木質バイオマス発電設備および太陽光発電設備であり、CO₂削減効果が高い。

資金使途の対象は、バイオマス発電設備1件および太陽光発電設備4件である。いずれの発電設備も、合同会社等のプロジェクトSPCが保有するものであり、京葉瓦斯は、それぞれのプロジェクトSPCに対して匿名組合出資を拠出している。本社債によって調達した資金は、当該匿名組合出資を行うための資金のリファイナンスに充当される。

《資金使途一覧》

■ バイオマス発電

プロジェクトSPC名	所在地	発電出力(kW)	想定年間発電電力量*(MWh)	年間CO ₂ 削減量**(t-CO ₂)
北斗バイオマス発電合同会社	北海道北斗市	1,990	13,430	8,071

■ 太陽光発電

プロジェクト名	所在地	発電出力(kW)	想定年間発電電力量*(MWh)	年間CO ₂ 削減量**(t-CO ₂)
いづも大社CC太陽光発電所	島根県出雲市	9,000	14,593	8,537
鹿沼市ディアレイクCC太陽光発電所	栃木県鹿沼市	1,990	2,863	1,263
伊勢二見発電所	三重県伊勢市	625	866	367
比良発電所	滋賀県大津市	500	753	239
合計			19,075	10,406

* : 想定年間発電量は京葉瓦斯が取得した初年度1年間の水準を引用。

** : CO₂削減量計算方法=想定年間発電量×調整後排出係数(令和3年度(最新の数値))
調整後排出係数は、電気事業者ごと、年度ごとに環境省から数値が発表されている。
想定年間発電量は、京葉瓦斯の提出資料から引用。

*** : 京葉瓦斯は上記発電所を所有するSPCの持分の一部を保有している。

資金使途の対象のうちバイオマス発電設備は、北海道に所在するもので、2020年12月に商業運転を開始している。京葉瓦斯から受領した発電量評価レポートによると、対象となるバイオマス発電設備の取得初年度の発電総量は約32,505MWhである。発電に用いる木質バイオマスチップの由来については、すべて当該バイオマス発電設備の近隣から調達される未利用材である。

バイオマス発電は木質チップを燃やすと CO₂ を排出するものの、原料となる木の成長過程において光合成により大気中の CO₂ を吸収するので、CO₂ 排出と吸収がバランスする「カーボンニュートラル」という考え方の下で再生可能エネルギーの一つとして捉えられている。

太陽光発電設備のうち、2 件は 2014 年、2 件は 2017 年に売電を開始しており、FIT による売電の残存期間は 12 年以上ある。

以上より、JCR は本社債の資金使途の対象となるプロジェクトについて、高い環境改善効果を有するものであると評価している。

- ii. 資金使途となるプロジェクトは、「グリーンボンド原則」における「再生可能エネルギー」に該当するほか、「グリーンボンドガイドライン」に例示されている資金使途のうち、「再生可能エネルギーに関する事業」に該当し、日本のエネルギー政策における再生可能エネルギー源のひとつとして重要な役割を担うものである。

2021 年 10 月に発表された第 6 次エネルギー基本計画において、「気候変動問題への対応と日本のエネルギー需給構造の抱える課題の克服という二つの大きな視点を踏まえて策定する」ことが掲げられた。2020 年 10 月に発表された、「2050 年カーボンニュートラル」を目指す宣言および 2021 年 4 月に発表された 2030 年度の温室効果ガス排出削減目標として 2013 年度比 46% 減を目指すために、S（安全性（Safety））+3E（エネルギーの安定供給（Energy Security）、経済効率の向上（Economic Efficiency）による低コストでのエネルギー供給、環境への適合（Environment））の原則を前提としてあらゆる技術を利用していくことが示されている。同計画は再生可能エネルギーについて、温室効果ガスを排出しない脱炭素エネルギー源であるとともに、国内で生産可能なことからエネルギー安全保障にも寄与できる有望かつ多様で、重要な国産エネルギー源であるとしており、S+3E を前提に、再生可能エネルギーの主力電源化を徹底し、再生可能エネルギーに最優先の原則で取り組み、国民負担抑制と地域との共生を図りながら最大限の導入を促すと記載しており。再生可能エネルギーが日本のエネルギー政策において果たす役割はますます大きなものとなっている。

同計画において、バイオマス発電は再生可能エネルギーにおいて太陽光発電につぐ割合が設定されており、重要な役割が期待されている。バイオマス発電は、使用する木材が成長時に CO₂ を吸収するため実質的に CO₂ を排出しないカーボンニュートラルを実現できる発電方法であるほか、太陽光発電や風力発電と異なり、自然条件に左右される要素が少ないといった特長を有する。さらに、廃棄物をバイオマス燃料として用いることで、廃棄物の適正な処理・活用を促し、循環型社会の構築に貢献するほか、間伐材等の利用による農林業や森林保全の促進といった効果も期待できる。

これより、国内における政策課題として再生可能エネルギーは様々な観点から重視され、次世代に真に引き継ぐべき良質な社会資本とされていると JCR では評価している。

b. 環境に対する負の影響について

京葉瓦斯では対象となるバイオマス発電設備および太陽光発電設備に関し、周辺の地形や起こりうる自然災害、近隣からの反対、森林の過度な伐採等をリスクとして認識している。取得に際しては、第三者からレポート等を取得し、開発に関して専門知識を有する事業開発室を中心としたデュエリジェンスによって、発電設備に問題がないことを確認している。

また、前述の通り、木質バイオマスチップの原料調達先を発電設備の近隣に限り、輸送による CO₂ 排出を抑え、ライフサイクル CO₂ の低減を図り、発現する環境改善効果を高めている。

以上より、JCR は、京葉瓦斯が本発電設備の環境に対する負の影響を適切に特定・管理し、回避・緩和策を講じていることを確認した。

c.SDGs との整合性について

本社債の資金使途は再生可能エネルギーに分類される事業であり、ICMA の SDGs マッピングを参考にしつつ、JCR では、以下の SDGs の目標およびターゲットに貢献すると評価した。



目標 3：すべての人に健康と福祉を

ターゲット 3.9 2030 年までに、有害化学物質、ならびに大気、水質および土壌の汚染による死亡および疾病の件数を大幅に減少させる。



目標 7：エネルギーをみんなに そしてクリーンに

ターゲット 7.2. 2030 年までに、世界のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる。



目標 8：働きがいも経済成長も

ターゲット 8.4. 2030 年までに、世界の消費と生産における資源効率を漸進的に改善させ、先進国主導の下、持続可能な消費と生産に関する 10 年計画枠組みに従い、経済成長と環境悪化の分断を図る。



目標 9：産業と技術革新の基礎をつくろう

ターゲット 9.1. すべての人々に安価で公平なアクセスに重点を置いた経済発展と人間の福祉を支援するために、地域・越境インフラを含む質の高い、信頼でき、持続可能かつ強靱（レジリエント）なインフラを開発する。



目標 12：つくる責任、つかう責任

ターゲット 12.4. 2020 年までに、合意された国際的な枠組みに従い、製品ライフサイクルを通じ、環境上適正な化学物質やすべての廃棄物の管理を実現し、人の健康や環境への悪影響を最小化するため、化学物質や廃棄物の大気、水、土壌への放出を大幅に削減する。

評価フェーズ2：管理・運営・透明性評価

JCRは評価対象について、以下に詳述する現状およびそれに対するJCRの評価を踏まえ、管理・運営体制がしっかり整備され、透明性も非常に高く、計画どおりの事業の実施、調達資金の充当が十分に期待できると評価し、評価フェーズ2：管理・運営・透明性評価は、最上位である『m1』とした。

1. 資金使途の選定基準とそのプロセスにかかる妥当性および透明性

(1) 評価の視点

本項では、グリーンボンドを通じて実現しようとする目標、グリーンプロジェクトの選定基準とそのプロセスの妥当性および一連のプロセスが適切に貸付人等に開示されているか否かについて確認する。

(2) 評価対象の現状とJCRの評価

a.目標

京葉瓦斯は「私たちはお客さまの視点に立った企業活動を通じ、より快適な生活と豊かな社会の実現に貢献いたします。」という経営理念を掲げ、業務を通じ顧客と地域社会への貢献を目指している。経営理念の副題には、「変革と創造により、お客さまから選ばれる企業を目指します。」「環境に配慮し、地域社会に共感を得られる企業活動に努めます。」等とあり、時代に即して必要に応じて変化を伴い、環境に配慮した企業活動を行っていくことを表明している。2021年11月に公表された長期経営ビジョン2030においては、2030年のありたい姿である『“つぎの「うれしい！””をご提供することで、お客さまの“期待を超える”存在となる』の実現に向け、以下の4つの重点戦略に取り組むとしている。

- ・低炭素・脱炭素社会への貢献
- ・総合生活産業事業者への進化
- ・安全・安心の取り組みの強化
- ・経営基盤の強化

本社債の資金使途の対象である発電設備の取得により、重点戦略の一つである「低炭素・脱炭素社会への貢献」に寄与することとなるため、JCRは、本社債の発行について、京葉瓦斯の目標と整合的であると評価している。

b.選定基準

京葉瓦斯では、本社債の資金使途の対象となるプロジェクトの選定基準として、以下の通り定めている。

- 対象設備の建設・設置にあたり、森林法をはじめとする法令および諸規則を遵守することについて、適用される法令を確認したうえで必要となる手続きが行われていること
- 対象設備の建設・設置にあたり、地元住民の理解を得ており、住民訴訟等の反対が起きていないこと
- プロジェクト用地に関して、一定の基準を満たしていること
- プロジェクトが20年以上継続して運営されることについて、一定の基準に基づいた検証を行っていること

JCRでは、上記の選定基準は適切であると評価している。

c.プロセス

本社債の資金使途選定にあたっては、京葉瓦斯の事業開発室の担当者によって資金使途の適格性が検討された上で執行役員会に付議し、社長を最終承認とする稟議にて最終決定している。また、本発電設備を資金使途の対象として本社債を発行することは、取締役会によって決定される。

これより、本社債にかかるプロセスは適切であると JCR では評価している。

京葉瓦斯では本社債に関する目標、選定基準およびプロセスについて、本社債に関するフレームワークの開示をもって投資家に対して説明する予定であり、透明性は確保されている。

2. 資金管理の妥当性および透明性

(1) 評価の視点

調達資金の管理方法は、発行体によって多種多様であることが通常想定されるが、グリーンボンドの発行により調達された資金が、確実にグリーンプロジェクトに充当されること、また、その充当状況が容易に追跡管理できるような仕組みと内部体制が整備されているか否かを確認する。

また、グリーンボンドにより調達した資金が、早期にグリーンプロジェクトに充当される予定となっているか、また、未充当資金の管理・運用方法の評価についても重視している。

(2) 評価対象の現状と JCR の評価

本社債によって調達される資金は、本発電設備を保有するプロジェクト SPC の匿名組合出資のリファイナンスとして全額充当される予定である。

資金管理は、京葉瓦斯の経理部により専門の台帳を用いて行われる予定である。台帳は半期毎に経理部長に報告される予定となっている。また、当該台帳は内部監査および外部監査の対象であり、適切な統制が構築されることが予定されている。

本社債が発行されてから速やかにリファイナンスが行われるため、本社債の発行当初において未充当資金は発生しない。本社債の償還までに、資金使途の対象となる発電設備が売却等により、資金使途の対象から外れる場合、京葉瓦斯は適格性基準を満たす他のプロジェクトに充当することを予定しており、再充当までの間は現金または現金同等物で管理することを予定している。

以上より、JCR では本社債に係る資金管理体制の妥当性および透明性は高いものと評価した。

3. レポート体制

(1) 評価の視点

本項では、グリーンボンド発行前後の投資家等への開示体制が詳細かつ実効性のある形で計画されているか否かを、グリーンボンド発行時点において評価する。

(2) 評価対象の現状と JCR の評価

a. 資金の充当状況にかかるレポート体制

本社債の投資家に対しては、案件概要資料等を用いて資金使途の対象に関して説明が行われている。

京葉瓦斯は、本社債で調達した資金を発行後即日でリファイナンスとして充当することを企図している。この資金の充当状況については、京葉瓦斯のウェブサイトで一般に開示される予定である。なお、本社債の償還までの間に本発電設備に大きな状況の変化が生じた場合にも、京葉瓦斯のウェブサイトが開示が行われる。

JCR はこれらの資金の充当状況にかかるレポート体制が適切であると評価している。

b. 環境改善効果にかかるレポート体制

本発電設備の環境改善効果として、京葉瓦斯は以下の項目をウェブサイトが開示することを予定している。

- 本件対象プロジェクトによって発電された発電量
- 本件対象プロジェクトによる CO₂削減量

JCR はこれらの環境改善効果にかかるレポート体制が適切であると評価している。

4. 組織の環境への取り組み

(1) 評価の視点

本項では、プロジェクト主体の経営陣が環境問題について、経営の優先度の高い重要課題と位置づけているか、環境分野を専門的に扱う部署の設置または外部機関との連携によって、グリーンボンド発行方針・プロセス、グリーンプロジェクトの選定基準などが明確に位置づけられているか、等を評価する。

(2) 評価対象の現状と JCR の評価

京葉瓦斯は「私たちはお客さまの視点に立った企業活動を通じ、より快適な生活と豊かな社会の実現に貢献いたします。」という経営理念、「変革と創造により、お客さまから選ばれる企業を目指します。」「環境に配慮し、地域社会に共感を得られる企業活動に努めます。」等の経営理念の副題を掲げている。2021 年 11 月に公表された長期経営ビジョン 2030 においては、2030 年のありたい姿である『“つぎの「うれしい！」” をご提供することで、お客さまの“期待を超える” 存在となる』の実現に向け、以下の 4 つの重点戦略に取り組むとしている。

- ・ 低炭素・脱炭素社会への貢献
- ・ 総合生活産業事業者への進化
- ・ 安全・安心の取り組みの強化
- ・ 経営基盤の強化

長期経営ビジョン 2030 の背景の一つとして、京葉瓦斯は 2020 年 10 月の日本政府による「2050 年カーボンニュートラル宣言」等によって、日本国内においても、脱炭素に向けた取り組みが活性化していることを挙げており、低炭素社会の実現に向けた国際的な枠組みの中で、省エネルギーの推進等の施策に積極的に取り組む必要があるとの認識を有している。2021 年 11 月に公表された新中期経営計画（対象年度：2022 年度～2024 年度）では、上記の長期経営ビジョン 2030 の重点戦略「低炭素・脱炭素社会への貢献」に関連する具体的な取り組みの一つとして、再生可能エネルギー電源の拡大を掲げている。京葉瓦斯およびグループ会社を含めたビジネスパートナーで構成する連携体制（オール京葉ガス）の知見を活かして幅広い再生可能エネルギー電源の開発・調達を企図しており、2024 年における累計開発件数を 55 地点、2030 年に 75 地点という中期目標の実現を目指すことで、脱炭素社会へ貢献していく姿勢を示している。

京葉瓦斯は、本社債の資金使途の対象となるプロジェクトをはじめとした再生可能エネルギー発電施設への投資を進めるだけでなく、FIT による売電期間が終了した後は顧客への電力供給源として京葉瓦斯が自ら保有することで、中長期的に環境へ配慮する仕組みを構築している。これにより、京葉瓦斯は長期経営ビジョンで描く地産地消型エネルギーモデルを推進し、同社の進める事業により行政との連携などを通じて地方創生の実現を目指している。

京葉瓦斯による環境保全活動や中期経営計画の策定は、企画部が中心となって実施している。また本社債の資金使途の対象となるプロジェクトに関しては、事業開発室が専門的知見を有しており、取得の際に中心となっている。京葉瓦斯はグループ会社である京葉ガスエナジーソリューション株式会社と協同して再生可能エネルギー発電設備を取得しており、同社の専門的知見を活用しながら、京葉瓦斯における再生可能エネルギー発電設備の投資に生かしている。

以上から、JCR では京葉瓦斯の経営陣が環境問題を経営の優先度の高い重要課題と位置づけていると評価している。

■評価結果

本社債について JCR グリーンファイナンス評価手法に基づき、「グリーン性評価（資金使途）」の予備評価を“g1”、「管理・運営・透明性評価」の予備評価を“m1”とした。これより、「JCRグリーンボンド予備評価」を“Green 1”とした。

本社債は、「グリーンボンド原則」および「グリーンボンドガイドライン」において求められる項目について、基準を満たしていると考えられる。

【JCR グリーンボンド評価マトリックス】

		管理・運営・透明性評価				
		m1	m2	m3	m4	m5
グリーン性評価	g1	Green 1	Green 2	Green 3	Green 4	Green 5
	g2	Green 2	Green 2	Green 3	Green 4	Green 5
	g3	Green 3	Green 3	Green 4	Green 5	評価対象外
	g4	Green 4	Green 4	Green 5	評価対象外	評価対象外
	g5	Green 5	Green 5	評価対象外	評価対象外	評価対象外

(担当) 菊池 理恵子・川越 広志

本評価に関する重要な説明

1. JCR グリーンファイナンス評価の前提・意義・限界

日本格付研究所（JCR）が付与し提供する JCR グリーンファイナンス評価は、評価対象であるグリーンファイナンスの発行により調達される資金が JCR の定義するグリーンプロジェクトに充当される程度ならびに当該グリーンファイナンスの資金使途等にかかる管理、運営および透明性確保の取り組みの程度に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明であり、当該グリーンファイナンスで調達される資金の充当ならびに資金使途等にかかる管理、運営および透明性確保の取り組みの程度を完全に表示しているものではありません。

JCR グリーンファイナンス評価は、グリーンファイナンスの発行計画時点または発行時点における資金の充当等の計画又は状況を評価するものであり、将来における資金の充当等の状況を保証するものではありません。また、JCR グリーンファイナンス評価は、グリーンファイナンスが環境に及ぼす効果を証明するものではなく、環境に及ぼす効果について責任を負うものではありません。グリーンファイナンスにより調達される資金が環境に及ぼす効果について、JCR は発行体または発行体の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定されていることを確認しますが、原則としてこれを直接測定することはありません。

2. 本評価を実施するうえで使用した手法

本評価を実施するうえで使用した手法は、JCR のホームページ (<https://www.jcr.co.jp/>) の「サステナブルファイナンス・ESG」に、「JCR グリーンファイナンス評価手法」として掲載しています。

3. 信用格付業にかかる行為との関係

JCR グリーンファイナンス評価を付与し提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業にかかる行為とは異なります。

4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、または閲覧に供することを約束するものではありません。

5. JCR グリーンファイナンス評価上の第三者性

本評価対象者と JCR の間に、利益相反を生じさせる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、発行体および正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると黙示的であると問わず、当該情報の正確性、結果、的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかんを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であると問わず、一切責任を負いません。JCR グリーンファイナンス評価は、評価の対象であるグリーンファイナンスにかかる各種のリスク（信用リスク、価格変動リスク、市場流動性リスク、価格変動リスク等）について、何ら意見を表明するものではありません。また、JCR グリーンファイナンス評価は JCR の現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。JCR グリーンファイナンス評価は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。JCR グリーンファイナンス評価のデータを含め、本文書にかかる一切の権利は、JCR が保有しています。JCR グリーンファイナンス評価のデータを含め、本文書の一部または全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

JCR グリーンファイナンス評価：グリーンファイナンスの実行により調達される資金が JCR の定義するグリーンプロジェクトに充当される程度ならびに当該グリーンファイナンスの資金使途等にかかる管理、運営および透明性確保の取り組みの程度を評価したものです。評価は5段階で、上位のものから順に、Green1、Green2、Green3、Green4、Green5 の評価記号を用いて表示されます。

■グリーンファイナンスの外部評価者としての登録状況等

- ・ 環境省 グリーンボンド外部レビュー者登録
- ・ ICMA (国際資本市場協会に外部評価者としてオブザーバー登録)
- ・ UNEP FI ポジティブインパクト金融原則 作業部会メンバー
- ・ Climate Bonds Initiative Approved Verifier (気候債イニシアティブ認定検証機関)

■その他、信用格付業者としての登録状況等

- ・ 信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号
- ・ EU Certified Credit Rating Agency
- ・ NRSRO : JCR は、米国証券取引委員会の定める NRSRO (Nationally Recognized Statistical Rating Organization) の5つの信用格付クラスのうち、以下の4クラスに登録しています。(1)金融機関、ブローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体。米国証券取引委員会規則17g-7(a)項に基づく開示の対象となる場合、当該開示は JCR のホームページ (<http://www.jcr.co.jp/en/>) に掲載されるニュースリリースに添付しています。

■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL : 03-3544-7013 FAX : 03-3544-7026

株式会社 日本格付研究所

Japan Credit Rating Agency, Ltd.
信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号

〒104-0061 東京都中央区銀座 5-15-8 時事通信ビル